

デモクラシーと大学

— トランプ大統領の場合 —

猪 木 武 徳

政治家の評価について

わたしたちはしばしば、私人に求められる倫理規範だけをベースに政治家を断罪して満足することがあります。しかし政治は文明社会にとって不可欠かつ普遍的な現象であることを改めて認識する必要があるように思います。統治する、統治される、という関係は、決して人間社会においては「選択の問題」ではないからです。指摘するまでもなく、道徳・倫理の問題は基本的には「選択の自由」が存在する場合にのみ生まれます。米国の優れた政治史研究者であり外交官でもあった G. ケナンは、「選択の自由」がなければ、そこに道徳性の問題が入り込む余地はなく、統治は道徳的に中立だということになる、と述べています。

さらに政治家の評価が難しい理由として、政治家（公人）としての力量は、一定の時間が経過して歴史的な脈絡から検討して初めてその真価が明らかになることがあります。米国の第 37 代大統領リチャード・ニクソンはその例でしょう。あの劇的な中国訪問、ベトナムからの米軍の完全撤退、戦後長く続いた冷戦の終了を準備したソ連とのデタント、金・ドルの兌換停止に始まる「ニクソン・ショック」などなど。その外交面での歴史的意味を考えると、ニクソン大統領は決して劣った政治家でも単なる極悪人でもなかったようです。しかしニクソンは、「ウォーターゲート事件」によって、同時代のメディアや米国民の間での評判は歴代大統領の中でも最悪と言ってもよいほどでした。実際、彼は、辞任に追い込まれた歴史上唯一の米国大統領となったのです。わたしはちょうどニクソン在任中の 1969 年から 74 年まで、米国の大学院で学んじましたが、

周囲の学生や教授たちのニクソン嫌いには想像を絶するようなところがあり、わたし自身も、とにかく「ニクソンは悪いヤツ」と思い込んでおりました。彼を否定しないと良識を疑われるような雰囲気があったことも事実です。

一般に、ひとりの政治家が、私智（学校秀才かどうかなど）と私徳（金銭や異姓関係などに清廉か）に関してはわれわれは敏感に反応します。しかしその政治家がいかなる公智公德を示す立派な政治をしたのか、同時代人がその時代の中にあって判断することはなかなか難しいようです。「言論の自由」で護られている限り、われわれ国民はしばしば道学者としての観点から、公人を厳しく批判します。日本の政治家の私的な逸脱行為に対するバッシングも激しいものがあります。しかしその政治家の政策が歴史の法廷で裁かれるとき、彼の判断の果敢さとの確さがはじめて明らかになるというケースも稀ではありません。従って同時代人は、政治家をその外見の軽薄さや私的醜聞だけによってではなく、政策自体の内容を（感情的な多数意見に惑わされずに）慎重に評価すべきだと痛感します。

近年、いずこの国でも言葉への配慮は欠かせなくなってきました。それは望ましい事ではあるのですが、時に発言の真意が分からないほど、曖昧で美辞麗句に飾られたものが少なくありません。しかし政治家が、何を念頭に発言し、何を目指して行動しているのか、その政策の帰結を推量するために、時間をかけて政治家への人間理解と、政策内容の慎重な検討と評価がますます求められるようになってきたように思います。

軽々に政治家を批判するということは、人間の自然な心理的傾向だと昔から言われてきました。18 世紀の英国の議会政治を観察していた人たちは、「同時代の政治家の非を糾弾し、遠い祖先たちの美德を讃えるというのは人間の先天的な傾向なのだ」と述べています。こうした傾向が生じるのは、文明の時代に形成された意見や見解のみが後代に伝わるからであるとも指摘しています。選ばれし過去のごく少数の偉大な政治家と現代の政治家を比較するのは、現代政治家にとって不利なことは言うまでもありません。しかしこうした比較は、現代の政治家のすべての愚考や悪行を理解することと、許すことは同じであることを意味するわけではありません。

トランプ大統領は一体何を狙っているのか

統治に権力が必要なことは言うまでもありません。しかしここに厄介な、警戒すべき厄介な問題が存在します。統治の権力が強大であればあるほど、リーダーは自らを「過信の檻」に閉じ込め、自己の利益のために力で支配しようとすることです。G. ケナンが言うように、この「権力の興奮」は、彼の取り巻きや、取り巻きになろうとする者全員を包み込むことになるだけでなく、この興奮は必ず「自己悪化 (self-aggravation)」を伴うという指摘は無視することができません。この「自己悪化」という現象はトランプ大統領の場合も、その症状はますます顕在化しているようです。

それにしてもトランプ政権の関税政策は、朝令暮改を地で行くようにくるくる変わり、一方的かつ矢継ぎ早の発表に耳を疑うほどでした。興奮気味のトランプ大統領を「できることならもう相手にしたくない」と嘆いている世界の政治リーダーは少なくなかったはずで、関税率変更の発表ごとに株価は乱高下し、世界は彼の一举一動に翻弄され続けたというのが実情でした。いや、その状況は今も続いているのです。

しかし別の角度から考えると、トランプ政権の政策のベクトルは尾一貫していることも事実です。「ディール」と称し、政策の目標値を大きく変更するものの、目指す方向ははっきりしています。筋は通っている。筋が通り過ぎているところに、トランプ氏の過信の危うさが感じられ、「正気の沙汰なのか」との強い不安が生まれます。「正気にしては首尾一貫し過ぎている」という言葉を思い出します。

大統領の対外政策の目標ははっきりしています。トランプ関税はいうに及ばず、気候変動に関する「パリ協定」からの離脱、世界保健機関 (WHO) や世界貿易機関 (WTO) への資金拠出凍結など、「一国主義」に徹している点は疑う余地はありません。冷戦下の西側諸国の軍事同盟として生まれた北大西洋条約機構 (NATO) に対しても、冷淡な発言が目立ちます。日本をはじめ、これまで米国と「価値の共有」をしていると信じてきた友邦諸国が、足元の崩れるような不安を抱いても不思議はありません。

こうしたトランプ大統領の政治姿勢は、米国が世界秩序の維持に対して過大

な費用を負担させられている割には、負担から得られる便益は少ないという損得勘定から生まれたものです。それは米国が「国際公共財」の供給者としての地位から降りることを意味しています。そこには、指導国、あるいは覇権国（ヘゲモン）の不在が、世界の政治と経済を混乱に陥れるという認識は全くありません。国家はそれぞれ、自国の利益のみを計算して行動すれば自ずと国際秩序は生まれるという単純で無責任な考えが読み取れます。一国の「特殊利益」と「全体の利益」をいかに調和・調整するのかという姿勢はなく、個人主義の劣化した形の「利己主義」考えと行動のみが支配しているとしか考えられません。こうした米国の「一国主義」の意思表示は、グローバルな秩序維持にとって致命的な不安定要因となり、世界政治の混乱と世界経済の収縮と停滞をもたらす可能性を高めるという認識がないのです。

中長期的に見れば、大国の「一国主義」はそれを掲げる国だけでなく、世界全体にいかなる利益もたらすものでもないということにどうやら考えが及ばないようです。100 年ほど前の両世界大戦間のように、われわれは「世界史における転換点」にあると言っても過言ではありません。

米国の特殊性、トランプ氏の特異性

100 年ほど前にも、米国は国際社会において似たような行動を選択したという歴史があります。その前例を知ることには二つの意味があります。ひとつは、現在の政治状況は決して稀な状況ではなく、かなり「似たこと」は以前にも起こっているということ。もうひとつは人間社会は決して「野蛮」から「文明」への道を一方向に歩み続けているわけではなく、「文明」の顔を見せながら、「野蛮」への揺り戻しはいつでも起こりうるということです。

1920 年代、30 年代の世界の政治と経済の大混乱はいかなる原因によるのでしょうか。様々な要因が重なった結果、思いがけないことが起こるわけですから、単一の原因を指摘することには慎重でなければなりません。しかし原因の強さ、大きさには違いがあります。無視することのできない状況として、経済力で最強の大国となっていた米国が、経済力を逆に弱めつつあった英国に代わって、世界秩序維持のための「国際公共財」の供給国となる意思を持たなかったところから生まれたことは否定できないようです。このグローバルなリーダー

シップと世界経済の安定性の関係は、米国の経済史家 C.P. キンドルバーガーが提示した重要な論点です。

キンドルバーガーは、主著のひとつ『大不況下の世界 1929-1939』で次のような解釈を示しました。1920 年代初頭、国際連盟はオーストリアとハンガリーの通貨安定策を考案、続いて 29 年にはドイツ賠償問題の解決のためのドーズ案とヤング案を作成していますが、これらの作業で中心的役割を果たしたのは英国の専門家たちでした。

ただ、第 1 次大戦までの国際金本位制の下での自由市場の維持の責務を果たしてきた英国にとって、フランスが蓄積したポンド残高の負担も大きく、もはや国際金融における「最後の貸し手」としての役割を引き受けられない事情があったことは確かでした。それは誰の目にも明らかでした。「国際公共財」である国際準備通貨（reserve currency）をイングランド銀行は供給できなくなっていたのです。

それに対して経済強国の米国の連邦準備制度理事会は、その能力があったにもかかわらず、国際的な「最後の貸し手」としての役割を引き受けようとはしませんでした。国際連盟加盟を拒否し、ベルサイユ条約も批准しなかった米国は、徹底した自国中心の立場から、国内の物価問題と不況対策を優先させたわけです。キンドルバーガーは「米国は国際的役割を果たす自信がなかった」と見ています。これが 100 年前の米国の「一国主義」です。

実際、「1930 年関税法」（「スムート＝ホーリー法」）によって、米国は農産物をはじめとする 2 万点以上の製品に対する高関税を打ち出します。この高関税によって、主要国の対米輸出が落ち込んだだけでなく、欧州各国も報復措置に出たため、世界経済のブロック化が進みました。米国の大幅な関税引き上げは国内産業の保護を目的とするものでしたが、30 年代の「大不況」を悪化させ、長引かせ、戦争再開への道を準備することになりました。

こうした米国の「一国主義」にもとづく高関税政策に対しては、1930 年 5 月、1,028 名の経済専門家たちが「スムート＝ホーリー法」を下院は否決すべきだとの公開書簡をフーバー大統領に送っています。奇しくもそのおよそ 90 年後の 2018 年 5 月、1,140 名の経済学者がトランプ大統領に、1930 年代の轍を踏むなどと警告する内容の書簡を公開しました。トランプ大統領が全く耳を貸さなかったのです。経験知からも理性からも学ぶ人ではなかったのです。

経済学の学知は限られた理論知であって、政策上のコンテクストにそのまま無条件で適用できるものではないことは確かです。しかし報復関税による世界経済のブロック化の進行は、経済学者でなくとも十分想像できることです。「過信の檻」の中のトランプ氏は、いかなる学知・専門知にも耳を貸すことはありませんでした。

米国にとっての関税の意味

追加関税による保護主義への更なる傾斜を考える場合、関税が建国以来、長く米国統治の経済基盤をなしてきたことを知っておくことも必要でしょう。ワシントン初代大統領のもとで、最初の財務長官 (1789~1795) を務めたアレクサンダー・ハミルトンが適切な保護主義が後発国の経済発展にとって重要だと説いて以来、関税による保護主義は米国の国是となって来たとも言えます。トランプ氏が「愛と宗教以外でもっとも美しい言葉は関税だ」と言ったのは冗談ではないのです。実際、19 世紀の連邦政府の歳入の中で関税収入が占める割合は、南北戦争まではほとんど 9 割を占めるほどでした。連邦政府の所得税が、憲法を修正することではじめて導入されたのは第一次世界大戦の少し前ですから、関税は歴史的に見て連邦政府の基本財源であった期間が長かったのです。

二つの世界大戦を通して、米国でも政府部門が肥大化を続け、連邦政府予算のなかで関税収入の占める割合は大幅に低下しました。さらに第二次世界大戦後の「自由で多角的な貿易」を推進する GATT 体制は、関税の役割と政治的な意味合いを大きく後退させました。しかし米国の連邦政府の歳入と通商政策において、関税が依然戦略的な意味を持つことには変わりありません。

この点は、第一次トランプ政権からバイデン政権への移行によっても関税政策に根本的な変更がなかったことにもあらわれています。「トランプ関税」では、2018 年 1 月の太陽光パネル、大型洗濯機への 30% から 50% の高関税、続いて同年 6 月には鉄鋼やアルミニウムへの追加関税は EU、カナダ、メキシコへも広がりを見せました。また 25% の対中追加関税の賦課で、ドル価値にして 500 億ドル相当の関税をかけ、世界を驚かせたことも忘れることが出来ません。

民主党のバイデン政権でも、米国の関税措置の基調は変わらなかったことについては、我々は見過ごしがちです。2024 年 5 月、バイデン氏が秋の大統領

選への候補者指名にまだ意欲を見せていた時点で、労働組合からの票を獲得するため、中国からの太陽光電池への関税を2倍にし、同じく中国からの電気自動車用のリチウム・イオン電池の輸入への関税を3倍引き上げるとして、トランプ氏と張り合ったことも記憶に新しいところです。

トランプ氏の「権力の肥大化」を考える場合、追加関税策が連邦下院議会を通過した法律によって発動されたものではないことには注目しておくべきでしょう。過去に成立した通商法（例えば1962年通商法232条、1974年通商法201条）をベースに米国商代表部、商務省、国際貿易委員会の調査を経た上で「大統領令」などによって発せられたものです。この辺りのプロセスにも、保護主義国家としての米国には、同時に憲法をかなり柔軟に運用するという伝統が色濃く現れているのです。

トランプ関税は米国にMAGAをもたらさない

第1期トランプ政権の関税政策の動機・目的に妥当性はあったのか。その効果はどう評価すればよいのか。この問いは二つに分けて考えた方がよさそうです。

まず、米国の製造業の凋落は、2001年の中国のWTO加盟によって急増した中国の輸入攻勢によるものなのか、それとも、「ラスト・ベルト」と呼ばれる工業地帯（ミシガン、オハイオ、ペンシルバニアなどの工業都市）で過去半世紀に渡って徐々に進行した自動車、鉄鋼、石炭などの衰退に対応すべき産業政策の失敗によるものなのか、という問いです。

中国からの怒涛の如き輸入増加によってラスト・ベルトの製造業労働者が雇用を失ったという指摘は、第1期トランプ政権成立前から学界やメディアで論じられていました。1999年と2011年を比較すると、中国からの大量の輸入品が、製造業とその関連産業における雇用を200万から250万の仕事を奪ったとする研究結果も公表されていました。英国の『エコノミスト』誌（2017年3月11日号）は、こうした研究がトランプ氏にホワイトハウスの扉を開けたと書いています。

WTO加盟で中国製品の関税率は低下しました。したがって中国からの輸入によって米国の消費者たちがどの程度の便益を得たのかも推計する必要がある

ます。ただ関税の中長期的な影響を定量的に抽出することは難しいだけでなく、AI や自動化などの先端技術が製造業の現場に導入されたため労働需要が減少したこと、「グローバル・サプライチェーン」による生産工程の効率化などの方が、「チャイナ・ショック」よりも米国の製造業の雇用に大きな打撃を与えたとする研究も現れ始め、議論に決定打は出ていません。

ただ、特にサプライチェーンの影響は無視できません。現代の世界経済の特徴のひとつに、貿易財が最終生産物だけではなく、その多くが中間財であるという点があります。グローバル化が進む中で、生産が一国内で完結せず、国境を越えた「グローバル・サプライチェーン」が形成されているのです。このチェーンの中の微細な一部でもその輸入が停滞すれば生産と雇用は致命的な打撃を受けるという実情は、計測は困難なのですが無視できるものではありません。

かつて 1980 年代に、米国は日本の農産物、自動車、半導体部品などの輸出攻勢を激しく叩きました。同じように、21 世紀に入ると米国は今度是对中国の貿易赤字の膨張に苛立ち、中国へとバッシングの矛先を向けました。しかしわたしは米国の政治は、「製造業の復活」を力説するのではなく、米国内の「脱工業化」の流れを考慮した産業政策に意を払うべきだったのではないかという思いを強くします。そもそもラスト・ベルトの製造業の衰退と人口流失は、21 世紀になって始まったわけではありません。ラスト・ベルトの工業都市の人口がピークに達したのは、1950 年代から 60 年代です。『米国情勢調査』でそれ以降の人口減少の様子を確かめると、ミシガン州デトロイト市は 1950 年に 185 万人でピークを記録した後、人口は徐々に減少し、2000 年には 95 万に半減、2020 年には 64 万人と、盛時の 3 分の一に減少しています。もうひとつの代表的なラスト・ベルトの工業都市、オハイオ州クリーブランドは、1950 年には人口 91 万を超えていたが、2000 年には 48 万人と、ほぼ半減、2020 年には 37 万人と、デトロイトと同じような減衰カーブを描いています。こうした都市において、犯罪、家庭崩壊、教育機会の喪失を経験した若者が多かったことは指摘されてきた通りです。バッファロー、ピッツバーグなどの工業都市だけでなく、中規模の都市でも似たような現象が進みました。

続く第二の問い、第 1 期トランプ政権の高関税政策は、米国経済にどのような影響を与えたのでしょうか。この点について、米国の経済専門家たちの研究結果や信頼できる論文や報告書は、高関税がインフレ率や実質 GDP、あるい

は GDP 成長率へ与えた影響を検証し、「トランプ関税」の負の効果を明らかにしています。

その研究のひとつは、第 I 期トランプ政権が発足してからの最初の 2 年間で、トランプ関税は米国全体の中間財と最終財の価格を上昇させ、実質所得を月ベースで 14 億ドル減少させ、米国の消費者に月ベースで 32 億ドルの（追加的な税の形で）費用負担を強いたと推定しています。米国内の輸入品価格は上昇し、そのまま米国内の消費者と輸入企業への負担となったのです。トランプ関税が惹き起こしたサプライチェーン再編のコスト、関税政策の不確実性がもたらす調整コスト、そして消費者にとっての製品選択の幅が低下したコストなどを考慮すると、こうした計算はむしろ過小評価と言ってもよいでしょう。2018 年のトランプ関税とそれに対する報復関税の結果、輸入品を購入した米国の消費者と企業は 510 億ドルを失ったと推定する研究もあります。

こうした研究は、共和党の強い支持基盤となっている郡（county）が「関税戦争」で最も大きな痛手を負ったことも示している。中国による報復関税の対象となった品目は農産物（例えば大豆）が中心であり、トランプ氏の高関税政策は共和党への意図せぬ負の効果をもたらしているのです。このように第 1 期トランプ政権の高関税政策、それに対する報復関税は、政策の意図と結果との間に大きな乖離をもたらしているのです。この点を認識しようとしないうトランプ政権の「過信の檻」は、想像以上に頑強と言わざるを得ません。

大学政策と「言論・表現の自由」

さてこれまで、トランプ氏の通商政策には、意図するところとその結果の間に乖離があり、それをトランプ氏は認めようとしないう点をお話しして参りました。実は、この意図と結果の不一致という点は、トランプ政権の大学政策にも見られます。そこには政治と経済における「人材」の重要な役割についての理解が著しく欠けているという深刻な問題があります。第二期トランプ政権が発足してから、ホワイトハウスと有力大学との確執がにわかに表面化しました。連邦政府が、大学キャンパス内の反ユダヤ主義的な政治姿勢（親パレスティナの活動）の是正、人種や性などのマイノリティに配慮するプログラムの終了、大学の外国人留学生受け入れ資格の停止などの要求を強めたのです。

多くの大学が抗戦の構えを示していることは報道されている通りです。要求に従わなければ連邦政府の助成金や契約を凍結するという措置は、憲法修正第 1 条（表現などの自由）に違反するとして、ハーバード大学は連邦地方裁判所に訴え出ました。9 月に大学側の主張を認める判決があり、和解協議に入ったと報道されています。

大学と政府の対立は 10 月に新しい局面に入りました。連邦教育省が有力大学 9 校に「高等教育における学術的卓越性のための盟約（コンパクト）」なる回答期限付き文書を送りつけて来たのです。文書には具体的な要求項目が記されており、「コンパクト」に署名する大学には、幾多のポジティブな便宜（端的には連邦資金面での優遇措置）を与えるとあります。（資料 1 参照）

この文書は公表されており、誰でもその全文を読むことが出来ます。中身には、入学審査や人事における公平性（性、人種、宗教などを考慮しない）、思想・表現の自由の尊重、反対意見に対して暴力に訴えない礼節の強調など、妥当と見える部分もあるのですが、「コンパクト」が遵守されているか否かは、ホワイトハウス側の定期的なチェックと監視によって決まると記されています。（「コンパクト」の第 10 項参照）

この文書に最初に返答したマサチューセッツ工科大学（MIT）のコーンブルース学長の公開書簡は、米国の大学の矜持といいますか、自信と誇り、そして問題の根本を知る上で大変参考になります。（資料 2、資料 3 参照）大学の使命が、知識を進歩させ、学生を教育し、世界が直面する難問に知恵を供することにある点はすでにワシントンでわれわれが議論した通りだが、表現の自由と、制度としての教育研究機関の独立性を制限する「コンパクト」への署名は謹んで拒否すると回答しているのです。この返答のなかの「謹んで拒否いたします」という言葉には大変重い決意が伺えます。

彼女はこの書簡で、連邦資金の配分は研究内容の科学的価値のみによって決定されるべきであり、その制度的枠組みは、独立した思考と卓越性をオープンに競い合う形でなければならないと明言しています。（以下 資料 2 参照）そして才能ある学生を公平に選抜するために同校が払って来た努力の具体例を挙げています。年収 20 万ドル未満の家庭の子弟の授業料は免除、米国人に多くの授業をインターネットで無料配信し修了証書を廉価で交付する教育コースを持つこと、今年の学部卒業生の 88% は教育ローンの負債なしに卒業したことを誇

らし気に述べています。

さらに自国への貢献を考慮し、MIT は外国人学生の学部入学は全体のおおよそ 10%（「コンパクト」は 15%以下を要求）を上限としており、学部卒業生の 94%が科学・技術・工学・数学の分野で活動していると具体的な数字で示しています。同校は理学・工学だけでなく、経済学、政治学、言語学、思想、文学、音楽などの分野の優れた教育研究を行っていることは周知の通りです。

さらに回答書簡で、MIT が SAT（日本の「共通テスト」と似た標準テスト）などの有効性を認めて入学審査の基礎資料としていること、他の有力校とは異なり「レガシー入学」（卒業生などの子弟の優先入学権）を合否判定に用いて来なかった歴史、実力本位の選抜に徹してきたことを強調しています。

大学の自律性と「抵抗の精神」

ちなみに米国の大学の「レガシー入学」には説明が必要かもしれません。「レガシー入学」という慣行については、ここ 20 年ほどいくつかの調査と研究が行われてきました。米国の大学には卒業生子弟に特別入学枠を設定しているところが多く、入学者の 1 割から 3 割は「レガシー学生」が占め、私立大学の 8 割ほどはこの入学枠を持つことが分かっています。

しかし近年、この制度は教育の機会均等の原則に抵触するとの批判が強まり、廃止するエリート大学も少なくない。「レガシー学生」と他の学生との間に、入学後の成績に有意な差はないとの調査結果もあり、「レガシー入学」には特段の不平等はないとの主張もあります。むしろ建学の精神を守るためにも、そして卒業生の寄付金で私学の財政を支えるためにも必要だと考える大学も依然多いようです。ちなみに今回有力 9 校に送られて来た「コンパクト」は、機会均等に反すると批判される「レガシー制」には触れていません。トランプ政権側にも「寝た子を起こしたくない」という配慮があったのでしょうか。

注目すべきは、「コンパクト」の中で最も多くの紙幅が割かれているのは、外国人留学生の入学制限に関わる第 8 項です（資料 1 参照）。ホワイトハウス側には、授業料、生活費、研究資金を潤沢に携えて米国に来る外国人学生の中に、反米的な政治活動のためのマネー・ロンダリングをしているとの懸念があるようです。そうした懸念が、どのような確実な情報に基づいているのかは一

般の人にはもちろん知る由もありません。しかしそうした「懸念」から、外国人留学生の入国を厳正に審査し、数を制限するという考えが出て来ていることが「コンパクト」の第 8 項を読むと分かります。例の 9.11 のテロを経験した国ですから、この「懸念」の深刻度を我々が推し測ることはできません。米国の大学で増加する外国人留学生によって、米国の安全保障が危険にさらされているという認識が書き込まれている事実は軽視することはできないようです。

「レガシー入学」に関しては、さらに米国の大学の歴史的な特殊事情についてもふれておく必要があるでしょう。米国では、建国の時点ですでに大学が存在していました。ドイツや日本と異なり、米国では国家による大学のコントロールが極めて軽微でした。大学が規模拡大路線に入る 1920 年代までは、入学はほとんどオープンでした。その後の学生数の増大で、競争選抜の必要が生じ、高い能力と高所得家庭の学生を高い授業料と寄付金によって教育するという構造が出来上がりました。ユダヤ系・カトリック系はじめ、中国や日本からの大量の移民流入に対して、有力校がいわゆる WASP（白人・アングロサクソン・プロテスタント）の入学枠を確保するために「レガシー入学」が生まれたという特殊な歴史がありました。

「レガシー入学」は 100 年近く続いて来た慣行なのです。その慣行が続いた原因のひとつとして、米国の高校の教育レベルに大きな地域間格差が挙げられることがあります。SAT のような標準テストを課すだけでは、選抜時のテストで若者の将来的な力量を十分推し量れないという指摘がありました。大学受験向きの優れたカリキュラムを持つ中等教育機関の学校秀才だけを集めても、異なるタイプの頭脳、異なった環境を経験してきた者が混じり合って生まれる逞しい知力は育たないとの認識もあったのだと思います。

この「コンパクト」に対して、9 つの大学がすべて同じ回答を出しているわけではないところにも注目したいと思います。。テキサス大学（オースティン校）は、大統領提案を受け入れるような姿勢が一時報道されましたが、現段階では態度は明らかにされていません。ブラウン大学は、7 月にトランプ大統領との「ディール」に一部応じましたが、10 月に提示された「コンパクト」には署名しない旨を公表しています。

9 大学以外の大学や「アメリカ大学協会」(AAU) の声明からも、単なる「抵抗の精神」だけではなく、慎重な政治的判断と自発的な選択の姿勢が読み取れ

ます。それは、大学の改革は連邦教育省によって指示されるのではなく、自分たちが決めるのだという自律性と、米国の大学が歴史的に示して来た「自分たちの道は自分たちで選ぶ」という大学のリーダーたちの矜持だとわたしは思います。米国の大学は連邦政府から教育と研究に関する様々な「基準」を提示されてそれに従わざるを得なかったという経験がほとんどありません。しかしトランプ政権は大学の教育と研究について「連邦資金の配分」を交渉の重要な材料として見せつけながら、ホワイトハウスの意向に沿わせようとしてきたわけです。

関税政策と人材の流出の関係

関税にしても大学にしても、トランプ大統領は長期的には自国に全く何の利益をもたらさすことのない政策に打って出ていると考えざるを得ません。そうした私の批判は、「犬の遠吠え」にすぎないのですが、もし政治家としてのトランプ氏をどう評価するかと問われたならば、私のトランプ大統領の評価は、「過信の檻」に入り込んだ賢慮を欠いた僭主、としか答えることが出来ません。何を考えているのか分からない政治家より、はっきりものを言う政治家のほうが望ましいでしょう。しかしより重要な基準として、失敗に気が付いて考えを修正する政治家をわたしは信用します。失敗しそれを認めることによって得る信用というものがあります。失敗を認めない政治家、間違った政策に固執し、あるいはごまかし続ける政治家は国民にとって災禍以外の何ものでもありません。

冒頭で申し上げましたように、政治家を批判するのは、人間の自然な心理的傾向だと昔から言われてきました。18世紀の英国の議会政治を観察していた人々は、「同時代の政治家の非を糾弾し、遠い祖先たちの美德を讃えるというのは人間の先天的な傾向なのだ」と述べています。それは、文明の時代に形成された優れた意見や見解だけが後代に伝わるからだといわれるのも確かです。選択を迫られながら行動せざるを得ない政治家を、安全地帯の高みから批判することは大変容易だというわけです。

しかし、それでも批判は重要です。そして批判の自由を保証するのは「言論・印刷・出版の自由」です。この点について、18世紀半ば、D. ヒュームは興味深い指摘をしています。曰く「国王もしくはその大臣たちが採るあらゆる

政策に対しても公然と批判を加えることができるという (グレート・ブリテンの) 極度の自由ほど、異邦人を驚愕させるのに適したものではありません」, 「このような自由は、共和政体と君主政体とのいずれを問わず、わが国以外の国家においては、(中略) 認められていません」, 「如何なる事情が原因となり、グレート・ブリテンただ一国のみが、この特異な上にも特異な特権を、享受するに到っているのか」と問い、ヒュームはその原因を、完全に君主制的でもなく完全に共和制的でもないグレート・ブリテンの政体、つまり「混合政体」に求めている。混合政体の長所は、政治思想史上、いつの時代にも説かれ続けてきました。

いずれの政体も欠陥を持ち、単体としては変質 (劣化) しやすい特性を持っています。王は僭主に、貴族は党派に、民衆は僭主ないし「混乱した群衆」に容易に取って代わります。それゆえ、これら三つの政体の特質を均等に混ぜ合わせた「混合政体」は、王政から命令権を、貴族政から権威を、民主政から自由を取り入れるからよい、と考えられてきました。

この指摘の重要性を近年の先進諸国の政治を見ていると改めて痛感します。デモクラシーを礼賛するだけでは政治は軸を失ったような「多数の専制 (tyranny of majority)」に陥る危険があるからです。それを避けるために、デモクラシーという政治の「装置」をいかに補正・補強すればよいのかについてはここで論ずる余裕はありませんが、デモクラシーにも危険な要素が潜在していることを我々は強く心にとどめておかねばならないことを強調するに留めたいと思います。その「危険な要素」のひとつは、「言論の自由」が知らず知らずのうちに失われて行くということです。デモクラシーにとって最も必要な柱である「言論の自由」は、僭主よる弾圧によって失われるだけではありません。人々が自ら進んで反対論を抑えるという「漸進的なファシズム」によっても、知らないうちに失われる雰囲気社会に生まれることもあるのです。

先年、米国では「報復のおそれなく発言できることの幅が、着実に狭まっている」との公開書簡が世界の注目をひいたことがありました (『ハーバース・マガジン』, 2020 年 7 月)。「多数の専制」が生むプレッシャーを感じ取る者が、進んで「自己検閲」をするような社会は必ず活力を失います。留学生の受け入れ制限や学問研究の自由について、連邦政府が国内の有力大学を全米科学財団 (NSF) や国立衛生研究所 (NIH) などへの研究費助成金によって締め付けて、研究や教育をコントロールするという政策は、高関税政策同様、最終的には自

分で自分の首を絞めるような事態を招くことは避けられません。「過信の檻」に入ったトランプ氏は民主政が生み出す僭主の色合いを強めています。気付かないうちにデモクラシーはすでにその理想型から逸脱し、徐々に変質しているようです。

関税政策と大学政策は一見関係のない問題のように見えますが、この二つは決して無関係ではありません。かつて独立戦争直後の米国で、ハミルトンが『製造業に関する報告書』で論じたように、関税で自国の産業を保護することは国内産業を発展させるのに必要だと論じたのが正論であったことは確かです。しかし状況によっては高関税で国内産業を守ることが、生産要素としての労働の流出や流入を刺激するという現象が不可避になることも歴史が示す通りです。貿易財への高関税が生産要素（労働や資本）の流出・流入を刺激するという現象は避けられません。財の移動である貿易と生産要素である労働（高度専門職を含めた人材）の流出入には代替的な機能があるためです。

実際、近年の米国では、研究者などの専門職に従事する大学や研究所の人材が、国外に新しい職を求めて動き始めている調査結果が報告されています。この傾向が進めば、米国の技術力、研究水準の低下は避けられなくなるでしょう。19世紀後半の米国が、工業製品への高関税で自国の製造業を護ろうとしたために、大量の移民がヨーロッパの工業都市から流れ込んだという歴史的事例はそうした「財と生産要素」の移動の代替性を示していると考えられるからです。

主な参考文献

- ・拙稿「デモクラシーの変質と僭主の時代」（『中央公論』2025年11月号）、および拙稿「大学の独立性」（『読売新聞』『地球を読む』（2025年11月23日））
- ・Bentley MacLeod W. and Miguel Urquiola, “Why Does the United States Have the Best Research Universities? Incentives, Resources, and Virtuous Cycles”, (*JEP*, Vol.35, No.1 Winter 2021)
- ・Kindleberger, C.P., (1973) *The World in Depression 1929-1939*, (『大不況下の世界 1929-1939』石崎昭彦・木村一朗訳 東京大学出版会 1982年)
- ・Amiti et al. (2019) “The Impact of the 2018 Tariffs on Prices and Welfare,” *Journal of Economic Perspectives*, 33(4)
- ・Fajgelbaum et al. (2020), “Return to Protectionism,” *Quarterly Journal of Economics*, 135(1)
- ・Acemoglu et al. (2016), “Import Competition and the Great US Employment Sag of the 2000s” *Journal of Labor Economics*, vol.34, no.1 pt.2

資料 1) COMPACT FOR ACADEMIC EXCELLENCE IN HIGHER EDUCATION

(第 8 節と 10 節のみ)

8. FOREIGN ENTANGLEMENTS

All universities must comply with anti-money laundering, Know-Your-Customer (“KYC”), and foreign gift disclosure obligations imposed by the federal government and the rules and regulations overseen by the United States Treasury Department’s Office of Foreign Assets Control and Financial Crimes Enforcement Network (“FinCen”), the U.S. Department of Justice (“DOJ”), and the Department of Education (“ED”). This mandatory compliance is to assist the federal government in detecting, preventing, and eradicating criminal and terrorist financing and activity.

By entering into this Agreement, universities agree to take all necessary steps to comply with applicable anti-money laundering laws, KYC laws and related regulations, and foreign gift and contract disclosure requirements. All students, staff, and faculty must comply with KYC and anti-money laundering laws.

By entering into this Agreement, universities agree to maintain an anti-money laundering and KYC program in accordance with the Bank Secrecy Act, as amended by the USA PATRIOT Act, and other applicable federal laws and regulations including Section 117 of the Higher Education Act. The program is reasonably designed to prevent university services from being used to facilitate money laundering and the financing of terrorist activities, and to ensure transparency and public accountability. The program includes the following:

A. Procedures to verify counterpart identification and retain necessary identifying and transactional information;

B. A designated compliance officer to coordinate compliance with the program and make timely disclosures to federal agencies;

C. Suspicious activity reporting procedures and document retention guidelines for any suspicious activity reports and supporting documentation; and

D. Training and education of appropriate university personnel concerning their responsibilities under the program, including suspicious activity reporting.

Concerns regarding transactions that are unusually large or that appear suspicious and questions regarding money laundering in general should be directed to the university’s Treasury Management Office.

Federal permission for foreign student visas is intended to further America’s national interest to the extent the selected foreign students exhibit extraordinary talent that promises to make America stronger and more economically productive, and the selected students are introduced to, and supportive of, American and Western values, ultimately increasing global understanding and appreciation for the United States and our way of life. Universities that rely on foreign students to fund their institutions risk, among other things, potentially reducing spots available to deserving American students, and if not properly vetted, saturating the campus with noxious values such as anti-Semitism and other anti-American values, creating serious national security risks.

Therefore, no more than 15 percent of a university’s undergraduate student population shall be participants in the Student Visa Exchange Program, and no more than 5 percent shall be from any one country. For schools presently over the 15 percent population, incoming matriculating classes should meet the 15 percent cap. Signatories pledge to select those foreign students on the basis of demonstrably extraordinary talent, rather than on the basis of financial advantage to the university; to screen out students who demonstrate hostility to the United States, its allies, or its values; and to provide instruction in American civics to all

foreign students. Universities shall share all known information about foreign students, including discipline records, upon request and as relevant, with the Department of Homeland Security and the Department of State.

As a recipient of significant funding and other benefits from the U.S. government, all universities shall promptly and fully disclose all funding from any foreign institutions and individuals. No foreign funding may in any way encourage or restrict the hiring of any persons or the teaching of any particular perspective or the admission of any foreign student or group of students. Failure to fully disclose all direct and indirect foreign funding shall be a violation of this compact.

10. ENFORCEMENT

The leadership of an academic institution is directly responsible for its strategy, success, and adherence to legal and governmental requirements. On an annual basis the university's President, Provost, and Head of Admissions shall be required to certify the University's adherence to the principles contained herein.

The university annually shall conduct, or hire an external party to conduct, an independent, good faith, empirically rigorous, and anonymous poll of its faculty, students, and staff, providing them the opportunity to evaluate the university's performance against this compact. The results of such surveys shall be made public and available on the university's website.

Adherence to this agreement shall be subject to review by the Department of Justice. Universities found to have willfully or negligently violated this agreement shall lose access to the benefits of this agreement for a period of no less than 1 year. Subsequent violations of this agreement shall result in a loss of access to the benefits of this agreement for no less than 2 years. Further, upon determination of any violations, all monies advanced by the U.S. government during the year of any violation shall be returned to the U.S. government. Finally, any private contributions to the university during the year(s) in which such violation occurred shall be returned to the grantor upon the request of the grantor.

資料 2) サリー・コーンブルース学長から MIT 関係者への手紙

Dear members of the MIT community,

The U.S. Department of Education recently sent MIT and eight other institutions a proposed "Compact for Academic Excellence in Higher Education," along with a letter asking that MIT review the document.

From the messages I've received, I know this is on the minds of many of you and that you care deeply about the Institute's mission, its values and each other. I do too.

After considerable thought and consultation with leaders from across MIT, today I sent the following reply to U.S. Education Secretary Linda McMahon.

Sincerely,

Sally Kornbluth

資料 3) サリー・コーンブルース学長から連邦教育省のマクマホン長官への返答

Dear Madam Secretary,

I write in response to your letter of October 1, inviting MIT to review a "Compact for Academic Excellence in Higher Education." I acknowledge the vital importance of these matters.

I appreciated the chance to meet with you earlier this year to discuss the priorities we share for American higher education.

As we discussed, the Institute's mission of service to the nation directs us to advance knowledge, educate students and bring knowledge to bear on the world's great challenges. We do that in line with a clear set of values, with excellence above all. Some practical examples:

- MIT prides itself on rewarding merit. Students, faculty and staff succeed here based on the strength of their talent, ideas and hard work. For instance, the Institute was the first to reinstate the SAT/ACT requirement after the pandemic. And MIT has never had legacy preferences in admissions.
- MIT opens its doors to the most talented students regardless of their family's finances. Admissions are need-blind. Incoming undergraduates whose families earn less than \$200,000 a year pay no tuition. Nearly 88% of our last graduating class left MIT with no debt for their education. We make a wealth of free courses and low-cost certificates available to any American with an internet connection. Of the undergraduate degrees we award, 94% are in STEM fields. And in service to the nation, we cap enrollment of international undergraduates at roughly 10%.
- We value free expression, as clearly described in the MIT Statement on Freedom of Expression and Academic Freedom. We must hear facts and opinions we don't like – and engage respectfully with those with whom we disagree.

These values and other MIT practices meet or exceed many standards outlined in the document you sent. We freely choose these values because they're right, and we live by them because they support our mission – work of immense value to the prosperity, competitiveness, health and security of the United States. And of course, MIT abides by the law.

The document also includes principles with which we disagree, including those that would restrict freedom of expression and our independence as an institution. And fundamentally, the premise of the document is inconsistent with our core belief that scientific funding should be based on scientific merit alone.

In our view, America's leadership in science and innovation depends on independent thinking and open competition for excellence. In that free marketplace of ideas, the people of MIT gladly compete with the very best, without preferences. Therefore, with respect, we cannot support the proposed approach to addressing the issues facing higher education.

As you know, MIT's record of service to the nation is long and enduring. Eight decades ago, MIT leaders helped invent a scientific partnership between America's research universities and the U.S. government that has delivered extraordinary benefits for the American people. We continue to believe in the power of this partnership to serve the nation.

Sincerely,

Sally Kornbluth

cc

Ms. May Mailman

Mr. Vincent Haley

(いのき・たけのり 大阪大学名誉教授)